第74回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

上新電機株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.joshin.co.jp/)に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役兼社長執行役員を委員長とする「サステナビリティ委員会」がコンプライアンス全体を統括する。
- ② コンプライアンスの推進については、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処策がコンプライアンス統括責任者(経営企画部門を統括する取締役)を通じてトップマネジメント、取締役会、執行役員会、監査役に報告される体制を構築する。
- ④「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全従業員に徹底し、対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危機を管理する組織としてリスク管理統括責任者(経営企画部門を統括する取締役)を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理委員会は、「サステナビリティ委員会」の下に設置された「コンプライアンス部会」や、内部 統制制度への対応を行う「内部統制部会」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に 関レ緊密に連携する。
- ③ リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム(BCMS)を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「BCMS推進ワーキング会議」を設置する。
- ④ 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害(事故)対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。

- ⑤ 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。
- ⑥ 当社及び子会社各社における内部統制の運用状況については、四半期毎に内部統制担当執行役員が取締役 会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
- ② 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ③ 取締役及び執行役員は自らの職務執行状況について四半期毎に取締役会に報告する。
- ④ 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、独立社外取締役を選任する。
- ⑤ 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ⑥ 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社取締役に当社取締役、執行役員及び幹部社員を就任させる。
- ② 子会社監査役に当社監査役を就任させる。
- ③ 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社コンプライアンス統括責任者が 企業集団のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
- ④ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても (4)①⑤⑥について準用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該 従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
- ② 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。

(7) 取締役及び執行役員その他の従業員が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び執行役員その他の従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- ③ 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び執行役員その他の従業員にその説明を求めることとする。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。
- ③ 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

なお、反社会的勢力の排除について、当社は犯罪対策閣僚会議(2007年6月19日公表)の主旨に基づく 「反社会的勢力排除に係る基本方針」を取締役会において決議し、ホームページ等に公開しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、当期は、取締役、執行役員、部門長、子会社社長等が参加するサステナビリティ委員会(2021年9月までCSR委員会)を8回、リスク管理委員会を4回開催しており、グループ各部門における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。

なお、サステナビリティ委員会の下に設置された「コンプライアンス部会」は、当期8回実施し、情報セキュリティ対策を含む各種コンプライアンス課題への対応と情報共有を図っております。また、「内部統制部会」は、当期1回の会議開催と担当メンバーによる個別会合を随時実施し、内部統制制度への対応を行っております。

- リスク管理委員会の下に設置された「BCMS推進ワーキング会議」は、当期7回実施し、有事における 事業継続のための課題への対応と情報共有を図っています。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当期における当該委員会及び部会等は、各自の勤務先からリモート接続にて会議参加するなど開催方法についても柔軟な対応を行いました。
- ② 当グループにおける業務の適正を確保しコンプライアンス推進を確実なものとするための行動規範として「ジョーシングループ行動規範」を2004年10月に制定し、その後も市場環境等の動向に応じて適宜改定するなど、当グループにおける各種事業活動に対して従業員が遵守すべき事項の周知徹底に努めております。直近の改定は2019年10月です。この「グループ行動規範」は冊子にしてグループ内の全従業員に配付するとともに、社内ネットワークから閲覧できるようにしており、また、新入社員研修や役職登用候補者研修のテキストとしても活用するなど、全従業員の日常的な指導・教育に活用しております。また、公益通報制度につきましては、社内通報窓口を当社人事総務部内に設置するとともに、社外通報窓口を弁護士事務所内に設けており、継続的に運用するとともに、従業員研修の際にも、公益通報制度の趣旨と通報窓口の案内をするなど、社内周知に努めております。なお、反社会的勢力への対応につきましても、契約書等への反社会的勢力排除条項挿入等をはじめとした取組みを継続して実施しております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための取組みとしては、毎年期初に内部統制の評価範囲の見直しを行っております。当期は、当社と子会社1社(ジョーシンサービス株式会社)を評価範囲として、全社的な内部統制を行うとともに、当社を重要な事業拠点とするIT全般統制、主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況の評価を実施しました。
- ④ 当期は、取締役会を23回、監査役会を13回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行いました。また、取締役会における決定事項の事前協議、周知、遂行及び執行役員相互の連絡、連携を目的とする執行役員会を51回開催しており、経営課題に対する取締役会での議論の活発化と意思決定の迅速化、ガバナンスの強化につなげています。また、独立社外取締役を4名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見等により、取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。
- ⑤ 監査の実効性を高めるため、常勤監査役と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当期は9回実施しました。その他、常勤監査役は執行役員会、サステナビリティ委員会、リスク管理委員会等の重要な会議にも出席しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	18,802	65,376	△2,191	97,109
会計方針の変更による 累積的影響額			△4,871		△4,871
会計方針の変更を反映した _当期首残高	15,121	18,802	60,504	△2,191	92,237
当期変動額					
剰余金の配当			△2,011		△2,011
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,391		6,391
自己株式の取得				△0	△0
				45	45
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	<u> </u>	_	4,379	45	4,424
当期末残高	15,121	18,802	64,884	△2,145	96,662

(単位:百万円)

		その他の包括	括利益累計額			
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	 退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産 合計	
当期首残高	3,070	△1,396	519	2,194	99,303	
会計方針の変更による 累積的影響額					△4,871	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,070	△1,396	519	2,194	94,432	
当期変動額						
剰余金の配当					△2,011	
親会社株主に帰属する 当期純利益					6,391	
自己株式の取得					△0	
自己株式の処分					45	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	65		△280	△215	△215	
当期変動額合計	65	_	△280	△215	4,209	
当期末残高	3,136	△1,396	238	1,978	98,641	

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〉

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

13社 ジョーシンサービス株式会社

ジョーシンテック株式会社

ジェー・イー・ネクスト株式会社

兵庫京都ジョーシン株式会社

ジャプロ株式会社

東海ジョーシン株式会社

関東ジョーシン株式会社

滋賀ジョーシン株式会社

和歌川ジョーシン株式会社

J・P・S商事株式会社

北信越ジョーシン株式会社

J S D INSURANCE PTE.LTD.

ジョーシン酒販株式会社

連結子会社でありました中四国ジョーシン株式会社及びジェイ・ホビー株式会社は、2021年11月15日付で清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称 該当事項はありません。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……・移動平均法による原価法

②棚制資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商 品……先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただ

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっ

ております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3)重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計 トレております。

ポイント引当金……ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントのうち、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るもの以外のポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

株式報酬引当金……株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、 J S D INSURANCE PTE.LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な 取引については、連結上必要な調整を行っております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理 を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ

長期借入金の利息

ヘッジ方針……当グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているた め、有効性の評価については省略しております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法に ついては、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しており ます。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、直近 の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しておりま す。

収益及び費用の計ト基準

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との 契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これら の収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識してお ります。

販売時のポイント付与サービスの提供については、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する 場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格 を基礎として取引価格の配分を行っており、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識してお ります。また、財又はサービスに対する保証については、財又はサービスに対する保証が合意された仕 様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場 合、当該保証を履行義務として識別しており、顧客との保証の内容に基づき収益を認識しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

〈会計方針の変更に関する注記〉

1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、従来は販売時に収益を認識し、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる値引を引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

また、財又はサービスに対する保証について、従来は、商品保証引当金を計上し費用を認識しておりましたが、財又はサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度の期首の利益剰余金が4,871百万円減少しております。また、当連結会計年度の連結損益計算書の売上高は6,353百万円減少し、売上原価は1,075百万円増加し、販売費及び一般管理費は7,384百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ45百万円減少しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準 | 等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。なお、これによる連結計算書類への影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

〈表示方法の変更に関する注記〉

連結損益計算書

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸借契約解約益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「賃貸借契約解約益」は33百万円であります。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額

(単位:百万円)

減損損失	1,023
有形固定資産	73,300
無形固定資産	2,405
その他	133
合計	75,839

※減損損失のうち店舗における資産グループ(13店舗)は 839百万円であります。

※固定資産の減損に係る会計基準の対象となる固定資産の 計上額を記載しております。なお、固定資産のうち店舗 における資産グループ(218店舗)は64,218百万円であり ます。

(2) 連結計算書類利用者の理解に質するその他の情報

当グループでは、店舗資産については店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの基礎となる売上成長率と売上総利益率であります。売上成長率は過去の一定期間における平均売上成長率の範囲内で、売上総利益率は直近年度の実績率を勘案して算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定である売上成長率や売上総利益率には不確実性が伴うため、市場環境が変化した場合や新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により予期せぬ店舗休業等が生じた場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

〈追加情報〉

取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。以下同様)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1)制度の概要

当社の業績及び株式価値と当社取締役の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年9月1日に導入いたしました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。信託期間約3年)が当社株式を取得し、当社取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役の退任時となります。また、2020年6月23日開催の取締役会において、株式交付規程の一部改訂を行った上で3年間延長することが決議されております。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 173百万円、51千株

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額

50.764百万円

2. 土地の再評価について(連結計算書類作成会社)

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再 評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該 再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除し た金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法 十地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条 第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する 方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税 価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表し た方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方 法によっております。

- (2) 再評価を行った年月日 2001年3月31日
- (3) 再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1.797百万円

〈連結損益計算書に関する注記〉

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 408.538百万円

〈連結株主資本等変動計算書に関する注記〉

- 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 28,000,000株
- 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,011	75	2021年3月31日	2021年6月23日

- (注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託口に対する配当金4百万円が含まれております。
- 3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,011	75	2022年3月31日	2022年6月27日

- (注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託口に対する配当金3百万円が含まれております。
- 4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数 該当事項はありません。
- 5. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数 該当事項はありません。

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規程に従い、基本的に市場リスクのヘッジ目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。((注2)を参照ください)。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。売掛金、支払手形及び買掛金についても短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	6,755	6,755	-
(2)差入保証金	13,520	13,033	△487
資産 計	20,276	19,789	△487
長期借入金	30,017	30,128	111
負債計	30,017	30,128	111
デリバティブ取引	_	<u> </u>	<u> </u>

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当 該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

非上場株式(連結貸借対照表計上額59百万円)は、「(1)投資有価証券 には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定し た時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優位順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(百万円)						
	レベル1 レベル2		レベル3	合計			
投資有価証券							
その他有価証券							
株式	6,755	_	_	6,755			
資産計	6,755	_	_	6,755			

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
差入保証金	_	13,033	_	13,033		
資産計	_	13,033	_	13,033		
長期借入金	_	30,128	_	30,128		
負債計	_	30,128	_	30,128		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、 レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〈賃貸等不動産に関する注記〉

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

〈収益認識に関する注記〉

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

一時点で認識する収益	403,410百万円
一定期間にわたって認識する収益	5,128百万円
顧客との契約から生じる収益	408,538百万円
その他の収益	970百万円
外部顧客への売上高	409,508百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

一時点で認識する収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

- 一定期間にわたって認識する収益は、財又はサービスに対する保証であります。この収益は、財又はサ
- ービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサ
- ービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しております。

その他の収益は、主に当グループの店舗等へのテナント誘致や遊休物件の賃貸に伴う不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約負債の残高等

前受金	(期首残高)	6,377百万円
前 受 金	(期末残高)	6,338百万円
契約負債	(期首残高)	23,529百万円
契約負債	(期末残高)	24,054百万円

前受金は、6,338百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しており、店頭販売やインターネット販売等における商品売上のうち、当連結会計年度末時点において顧客への引渡しの完了していないものの残高であり、今後商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足するものであります。

契約負債は、流動負債に9,194百万円、固定負債に14,860百万円計上しており、販売時に付与したポイント及び財又はサービスに対する保証のうち、当連結会計年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の前受金残高に含まれていたものは6,377百万円であります。また、期首の契約負債残高に含まれていたものは、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るものが1,574百万円、財又はサービスに対する保証に係るものが5,128百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2022年3月31日現在、顧客への商品の引渡しが完了していない、商品売上に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は6,338百万円であります。当該残存履行義務について、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足すると判断されるため、その性質上、1年以内で収益を認識することを見込んでおります。

販売時にポイントを付与するサービスの提供に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は3,767百万円であります。当該残存履行義務について、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識することを見込んでおります。

また、財又はサービスに対する保証に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は20,287百万円であります。当該残存履行義務について、顧客との保証の内容に基づき今後3年、5年または10年で収益を認識することを見込んでおります。

〈1株当たり情報に関する注記〉

1. 1株当たり純資産額

3.684円75銭

2. 1株当たり当期純利益

238円78銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の 算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済 株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は55千株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は51千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	資	本	
		資本乗	割余金	7	利益剰余金	È
	資本金	資本	その他	そ	の他利益剰余	金
		準備金	資本剰余金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	15,121	5,637	13,164	25	13,000	38,123
会計方針の変更による 累積的影響額						△1,556
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,121	5,637	13,164	25	13,000	36,566
当期変動額						
剰余金の配当						△2,011
当期純利益						6,219
特別償却準備金の取崩				△25		25
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計				△25		4,232
当期末残高	15,121	5,637	13,164	_	13,000	40,799

(単位:百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価·換算 差額等 合 計	純資産合計
当期首残高	△2,191	82,881	3,067	△1,396	1,670	84,551
会計方針の変更による 累積的影響額		△1,556				△1,556
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△2,191	81,324	3,067	△1,396	1,670	82,995
当期変動額						
剰余金の配当		△2,011				△2,011
当期純利益		6,219				6,219
特別償却準備金の取崩		_				_
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	45	45				45
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			65		65	65
当期変動額合計	45	4,252	65	_	65	4,318
当期末残高	△2,145	85,577	3,132	△1,396	1,736	87,313
/シ/ ヨ井へ歩はエエロナオチ切り	1A	* 1 1 - L - L				

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

子会社株式……・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……・・・時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2)棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商 品……先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収 不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上 しております。

ポイント引当金……ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントのうち、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るもの以外のポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる 損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

株式報酬引当金……株式交付規程に基づく役員への将来の当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計ト基準

当社は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

販売時のポイント付与サービスの提供については、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っており、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識しております。また、財又はサービスに対する保証については、財又はサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しており、顧客との保証の内容に基づき収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……線延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理 を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ

長期借入金の利息

ヘッジ方針……当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

〈会計方針の変更に関する注記〉

1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、従来は販売時に収益を認識し、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる値引を引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

また、財又はサービスに対する保証について、従来は、商品保証引当金を計上し費用を認識しておりましたが、財又はサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比べて、当事業年度の期首の利益剰余金が1,556百万円減少しております。また、損益計算書の売上高は3,480百万円減少し、売上原価は3,463百万円増加し、販売費及び一般管理費は8,628百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,684百万円増加しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当事業年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。なお、これによる計算書類への影響は軽微であります。

〈表示方法の変更に関する注記〉

貸借対照表

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「長期前払費用」は587百万円であります。

損益計算書

前事業年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸借契約解約益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「賃貸借契約解約益」は33百万円であります。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位:百万円)

	(1
減損損失	982
有形固定資産	73,223
無形固定資産	2,369
その他	128
合計	75,721

※減損損失のうち店舗における資産グループ(11店舗)は 797百万円であります。

※固定資産の減損に係る会計基準の対象となる固定資産の計上額を記載しております。なお、固定資産のうち店舗における資産グループ(208店舗)は63,954百万円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に質するその他の情報

「連結注記表〈会計上の見積りに関する注記〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈追加情報〉

取締役に対する信託を用いた株式報酬制度

「連結注記表〈追加情報〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 50,224百万円 2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 短期金銭債権 795百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 短期金銭債権 795百万円 長期金銭債権 8百万円 短期金銭債務 23.545百万円

長期金銭債務 8百万円

〈損益計算書に関する注記〉

1. 関係会社との取引高 営業取引による取引高

売上高 1,442百万円 仕入高(外注費を含む) 16,190百万円 その他の営業取引高 9,600百万円 営業取引以外の取引による取引高 691百万円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 406,136百万円

〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 1,229,873株

(注) 自己株式数については当事業年度末に役員向け株式交付信託口が保有する当社株式51,475株を含めて記載しております。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

契約負債	5,143百万円
減損損失	1,641百万円
資産除去債務	1,515百万円
棚卸資産評価損	760百万円
賞与引当金	736百万円
投資有価証券評価損	154百万円
その他	643百万円
小計	10,595百万円
評価性引当額	△1,498百万円
合 計	9,097百万円
繰延税金負債	
長期修理保証制度保険料	3,178百万円
その他有価証券評価差額金	1,293百万円
前払年金費用	1,214百万円
資産除去債務に対応する除去費用	778百万円
そ の 他	59百万円
合 計	6,523百万円
繰延税金資産の純額	2.573百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

再評価に係る繰延税金負債762百万円再評価に係る繰延税金資産762百万円評価性引当額△762百万円計一百万円再評価に係る繰延税金負債483百万円

〈関連当事者との取引に関する注記〉

子会社 (単位:百万円)

						(-	⊢ 1 · □ / J J /
属性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社 ジョーシンサービス 株式会社	ジョーシンサービス 株式会社	直接 100.0% 付、修理	商品の配送、据付、修理及び保	資金の借入 20,100	20,100	短期借入金	6,900
	守業務の委託 資金の借入		資金の返済	19,200	VT/V1日/ (五	0,500	
			役員の兼任	利息の支払 (注)	37	未払費用	_
	株式会社 直接 100.0% 度加入受付業務	長期修理保証制 度加入受付業務	資金の借入	23,250	短期借入金	12,300	
		の受託 資金の借入 役員の兼任	資金の返済	15,950			
	:		利息の支払 (注)	30	未払費用	1	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

〈収益認識に関する注記〉

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表〈収益認識に関する注記〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

1. 1株当たり純資産額

3,261円61銭

2. 1株当たり当期純利益

232円35銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の 算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済 株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は55千株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は51千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。